

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（茨城県）

1 期間 平成25年度 第4四半期（平成26年 1月～ 3月）

2 検査計画概要

分類		品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品					
野菜類		10～12 程度	週 1 回	50 程度	20 程度
果実類					
きのこ・山菜類		3	・原木しいたけ 月 1 回 ・菌床しいたけ ・タケノコ	35	5～44
肉及び卵	牛肉, 馬肉, 豚肉, 鶏肉, 鶏卵	5	2 週間に 1 回 (牛肉は毎日, 馬肉は適宜)	6,000	44 市町村
野生鳥獣の肉	イノシシ肉	1	適宜	10	1 市町村
穀類		1	週 1 回	26	4 市町村
海産魚種	海産魚種	60～80	週 1 回	550～660	3 海域
	内水面魚種	8～10	週 1 回	60～100	霞ヶ浦・北浦 他 3 水系
その他	茶	1	適宜	18	6
	原乳	1	2 週間に 1 回	18	3
小計		90～114		6767～6917	
市場に流通している食品					
生鮮品又は加工品		10	週 1 回	48	
計		100～124		6815～6965	

※	種 類	1月	2月	3月	市町村・対象品目	検査時期	検査方法 (各品目の生産・出荷がある期間に、出荷前検査を行う)	
1. 野菜類								
D	非結球葉菜類(ホウレンソウ等)	○	○	○	鉾田市, 行方市…ミズナ ほか	通年	出荷開始前から出荷初期段階で検査を行う	
	結球葉菜類(キャベツ等)	○	○	○	結城市, 常総市, 坂東市, 八千代町…ハウサイ ほか	通年		
	果菜類(トマト等)	○	○	○	天子町, 石岡市, かすみがうら市, 吾河市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 桜川市…キュウリ ほか	通年		
	茎菜類(セロリ等)	-	○	-	境町…セロリ ほか	2月		
	根菜類(ダイコン等)	-	-	-		-		
	多年生の野菜(アスパラガス等)	-	-	-		-		
	ハーブ類等(セリ等)	-	-	-		-		
	花蕾類(カリフラワー等)	-	-	-		-		
未成熟豆類(エダマメ等)	-	-	-		-			
2. 果実類								
D	ベリー類(ブルーベリー)							
	かんきつ類(ミカン・ユズ)							
	クリ							
	カキ							
	ウメ							
	ブドウ							
	キウイフルーツ							
リンゴ								
ナシ								
3. きのこと・山菜類								
A	原木しいたけ	○	○	○	水戸市ほか27市町村	通年(ハウス), 春秋(露地)	原則として50Bq/kgを超えた検出があった市町村3点, それ以外の市町村は各1点を検査(出荷のための生産が行われている市町村を対象。)	
D	菌床しいたけ			○	結城市ほか9市	通年	市町村各1点(生産量が年間10トン以上ある市町村を対象)	
D	乾しいたけ							
A	野生きのこ類(チチタケ等)							
A	山菜類(タケノコ, こしあぶら, たらめ等)			○	水戸市ほか44市町村	春	出荷を目的に収穫している市町村を対象	
D	菌床まいたけ類							
4. 肉および卵								
C	牛肉	○	○	○	全県域	通年	全頭検査	
D	鶏肉, 鶏卵, 豚肉	○	○	○	主要産地等の市町村	通年	県内全域で2週間に1回以上検査	
	馬肉	○	○	○		通年	出荷時に検査	
5. 野生鳥獣の肉								
A	イノシシ肉				捕獲時に適宜検査 石岡市	通年(猟期)	本県の出荷・検査方針に基づき実施	
6. 穀類								
C	麦							
	米							
	ソバ							
	大豆	○			流通用大豆の作付がある38市町村	10月下旬~1月下旬	市町村または旧市町村単位で生産者に出荷自粛を依頼したうえで、検査を行う。	
	小豆							
	落花生							
7. 海産魚種								
A	海産魚介類	○	○	○	県内海域(ヒラメ, スズキ, コヒ, シロハル, コモンカスベ他)	通年	漁業の実態に合わせて実施	
	内水面魚介類	○	○	○	霞ヶ浦水系(天然ウナギ, 天然ギブナ他), 大北川水系(天然ヤマメ)他	通年		
B	海産魚介類	○	○	○	県内海域(加イ類, フイナル類他)	通年		
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(ウグイ他)	通年		
D	海産魚介類	○	○	○	県内海域(イカ・タコ類他)	通年		
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(シジミ他)	通年		
8. その他								
A	茶			○	さしま茶生産5市町, 大子町	茶期ごと		出荷制限解除後(モニタリング)検査→販売茶期ごとに主要産地市町村から各3点で検査。その他の市町村から各1点で検査。
C	乳	○	○	○	常陸太田市, 笠間市, 常総市	通年	クーラーステーション(常陸太田市, 笠間市, 常総市)単位で2週間に1回検査	
D	生鮮品又は加工品	○	○	○	全県域	通年	県内事業者が製造した又は県内流通の県外製造の加工食品(飲料水, 牛乳, 乳児用食品, 一般食品)を週1回検査	

※ A: 基準値超過が検出されたもの B: 基準値の1/2の超過が検出されたもの
C: 検査の必要性が指示されているもの D: 各自治体において計画的に実施するもの